

# 日本の政府開発援助予算

## 第1節 2015年度政府開発援助予算(当初予算)

図表 IV-1 ◆ 政府開発援助予算の内訳

(単位:億円、%)

区 分	2014年度			2015年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
一般会計予算	5,502	-71	-1.3	5,422	-80	-1.5
事業予算(純額)	11,322	898	8.6	11,402	80	0.7
事業規模(総額)	17,760	853	5.0	18,057	297	1.7
(参考)円/ドル・レート	97円			110円		

\* 本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

図表 IV-2 ◆ 政府開発援助一般会計予算(政府全体)

(単位:億円、%)

区 分	2014年度			2015年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	5,017	-50	-1.0	4,939	-78	-1.6
1. 二国間贈与	4,225	1	0.2	4,083	-142	-3.4
(1) 経済開発等援助	1,667	25	1.5	1,605	-62	-3.7
(2) 技術協力等	2,542	-18	-0.7	2,462	-80	-3.2
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	792	-56	-6.6	856	64	8.1
(1) 国連等諸機関	488	-57	-10.4	560	72	14.7
(2) 国際開発金融機関等	304	1	0.2	296	-8	-2.7
II 借 款	485	-21	-4.2	483	-2	-0.5
JICA(有償資金協力部門)	485	-21	-4.2	483	-2	-0.5
III 計	5,502	-71	-1.3	5,422	-80	-1.5

\*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

\*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-3 ◆ 政府開発援助事業予算の内訳

(単位:億円、%)

区 分	2014年度				2015年度			
	予算額	増減額	伸び率	構成比	予算額	増減額	伸び率	構成比
贈 与	7,730	59	0.8	43.5	7,978	248	3.2	44.2
借 款	10,030	794	8.6	56.5	10,079	49	0.5	55.8
計(事業規模)	17,760	853	5.0	100.0	18,057	297	1.7	100.0
(参考)回収金	-6,438	—	—	—	-6,655	—	—	—
純 額	11,322	898	8.6	—	11,402	80	0.7	—

\*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

\*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-4 ◆ 政府開発援助事業予算の区分ごとの内訳(政府全体)

(単位:億円、%)

区 分	2014年度			2015年度		
	予算額	増減額	伸び率	予算額	増減額	伸び率
I 贈 与	7,730	59	0.8	7,978	248	3.2
1. 二国間贈与	4,942	25	0.5	4,835	-107	-2.2
(1) 経済開発等援助	1,667	25	1.5	1,605	-62	-3.7
(2) 技術協力等	3,259	0	0.0	3,214	-45	-1.4
(3) 貿易再保険特会繰入	16	0	0.0	16	0	0.0
2. 国際機関への出資・拠出	2,788	34	1.2	3,142	354	12.7
(1) 国連等諸機関	514	-58	-10.1	986	473	92.0
(2) 国際開発金融機関等	2,274	91	4.2	2,156	-118	-5.2
II 借 款	10,030	794	8.6	10,079	49	0.5
(1) JICA(有償資金協力部門)	9,885	735	8.0	9,885	0	0.0
(2) その他	145	59	68.3	194	49	34.0
III 計(事業規模)	17,760	853	5.0	18,057	297	1.7
(参考)回収金	-6,438	—	—	-6,655	—	—
純 額	11,322	898	8.6	11,402	80	0.7

\*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、1億円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

\*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-5 ◆ 政府開発援助事業予算の財源と援助形態別歳出項目

2014年度事業予算 総額 1兆7,760億円 (+5.0%)				2015年度事業予算 総額 1兆8,057億円 (+1.7%)			
形態別歳出項目	財源		財源	財源		形態別歳出項目	
無償資金協力 1,667億円 (+1.5%)	その他 16億円 (同前年)	一般会計 5,502億円 (-1.3%)	外務省 4,230億円 (+0.4%)	特別会計 181億円 (-39.2%)	11省庁計 1,272億円 (-6.6%)	無償資金協力 1,605億円 (-3.7%)	
技術協力 3,259億円 (微増)							一般会計 5,422億円 (-1.5%)
	国連等諸機関 (分担金・拠出金) 514億円 (-10.1%)					国連等諸機関 (分担金・拠出金) 986億円 (+92.0%)	
国際開発 金融機関等 (出資金・拠出国債) 2,274億円 (+4.2%)		出資・拠出国債 1,970億円 (+4.8%)	特別会計 297億円 (-0.4%)	出資・拠出国債 2,275億円 (+15.5%)		国際開発 金融機関等 (拠出金・拠出国債) 2,156億円 (-5.2%)	
円借款等 1兆30億円 (+8.6%)		財政投融资等 9,990億円 (+9.1%)		財政投融资等 1兆180億円 (+1.9%)		円借款等 1兆79億円 (+0.5%)	
〔 純 額 1兆1,322億円 (+8.6%) 〕 回収金 6,438億円				〔 純 額 1兆1,402億円 (+0.7%) 〕 回収金 6,655億円			

## 第2節

## 各省庁の事業予算(当初予算)と事業概要

図表 IV-6 ◆ 省庁別政府開発援助予算推移(一般会計予算)

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度	2015年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	13	14	1	10.5
金融庁	113	119	5	4.6
総務省	790	816	26	3.3
法務省	205	212	8	3.8
外務省	423,005	423,810	805	0.2
財務省	79,373	78,318	-1,055	-1.3
文部科学省	22,230	14,926	-7,304	-32.9
厚生労働省	5,815	6,313	499	8.6
農林水産省	2,780	2,828	48	1.7
経済産業省	14,981	13,833	-1,149	-7.7
国土交通省	284	301	17	6.0
環境省	616	667	51	8.2
計	550,204	542,156	-8,048	-1.5

\*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

\*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-7 ◆ 省庁別政府開発援助予算推移(事業予算)

(単位:百万円、%)

区 分	2014年度	2015年度		
	予算額	予算額	増減額	伸び率
警察庁	13	14	1	10.5
金融庁	113	119	5	4.6
総務省	790	816	26	3.3
法務省	205	212	8	3.8
外務省	423,005	465,269	42,264	10.0
財務省	1,261,038	1,263,407	2,369	0.2
文部科学省	22,230	14,926	-7,304	-32.9
厚生労働省	6,348	6,909	561	8.8
農林水産省	17,286	22,272	4,986	28.8
経済産業省	41,834	30,252	-11,582	-27.7
国土交通省	284	301	17	6.0
環境省	2,867	1,216	-1,651	-57.6
計(事業規模)	1,776,012	1,805,711	29,699	1.7
(参考) 回収金	-643,797	-665,523	—	—
純 額	1,132,215	1,140,188	7,974	0.7

\*1 本図表において「増減額」および「伸び率」は、百万円未満の単位で計算しているため、表中の数字での計算結果と合致しない場合がある。

\*2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表 IV-8 ◆ 各省庁の事業予算(2015年度事業予算)と事業概要

1. 贈与

(1) 二国間贈与

ア. 経済開発等援助

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	無償資金協力 (160,497)	無償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として同地域の政府等に対して行われる無償の資金供与による協力をいい、相手国政府からの要請に基づき、日本政府が相手国政府等に対して、経済社会開発のために必要とされる生産物および役務を購入するための資金を贈与し、相手国政府等がこれらの調達を行うことにより実施している。

イ. 技術協力等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
警察庁	アジア・太平洋 薬物取締会議 (14)	アジア・太平洋地域を中心とする諸国を招聘して、各国の薬物情勢、薬物事犯の捜査手法および国際協力に関する討議を行い、薬物取締りに関する国際的なネットワークの構築・強化を図る。
金融庁	(15)	新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介し、新興市場国の人材育成を図る金融行政研修を行う。
総務省	(571)	(1)情報通信分野における諸外国との政策対話および研究者交流等を行う。 (2)政府統計職員の研修を通じたアジア太平洋地域の開発途上国の統計能力の強化等を目的として設立されたアジア太平洋統計研修所(SIAP)に対し、日本は、招請国政府として、同研修所における研修の実施に関する協力を行う。 (3)アジア・太平洋電気通信共同体(APT)を通じて、アジア太平洋電気通信網高度化に対する支援、アジア・太平洋IT研究者・技術者育成支援、デジタル・デバイド解消のためのパイロットプロジェクト支援およびアジア太平洋地域におけるブロードバンド普及に向けた環境整備支援を行う。
法務省	(212)	(1)アジア・太平洋地域諸国等の刑事司法関係等の実務家を対象とした研修、セミナーを開催するとともに、犯罪防止と犯罪者処遇に関する調査研究等を実施する。 (2)アジア諸国の法制度整備を支援するため、基本法令の起草、制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備、法曹実務家の人材育成を目的とした研修、セミナーを開催するとともに、法制度整備支援推進に必要な日本国内における人材育成等の体制強化、アジア・太平洋地域の法制度の比較研究等を実施する。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	JICAを通じて行う技術協力等の予算 (146,413)	<p>(1)技術協力:開発途上地域の開発を主たる目的として日本の知識・技術・経験を活かし、同地域の経済社会開発の担い手となる人材の育成を行う協力をいい、日本の技術や技能、知識を開発途上国に移転し、あるいは、その国の実情に合った適切な技術などの開発や改良を支援するとともに、技術水準の向上、制度や組織の確立や整備などに寄与する。</p> <p>(ア)技術協力専門家派遣:日本から開発途上国へ専門家を派遣し、相手国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを行う。</p> <p>(イ)研修員受入事業:開発途上国において指導的役割を担うことが期待されている行政官や技術者などに対して、各分野の技術研修、新知識の取得支援あるいは訓練を行う。</p> <p>(ウ)機材供与:専門家の業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のために機材を供与する。</p> <p>(エ)技術協力プロジェクト:「専門家派遣」、「研修員受入れ」、「機材供与」などを最適な形で組み合わせて開発途上国の関係機関と事業計画の立案、実施を一貫して計画的かつ総合的に実施する。</p> <p>(オ)開発計画調査型技術協力:開発途上国の都市や農業、運輸などの開発計画の作成や、資源の開発などを支援するとともに、調査・分析手法や計画の策定手法などの技術移転を行う。</p> <p>(カ)人材養成確保:技術協力等の実施に必要な専門家等の人員の確保、養成ならびに前記事業の推進に必要な調査研究や情報提供を行う。</p> <p>(キ)国民参加型協力:日本のNGO・地方自治体等による国際協力の促進のための草の根技術協力事業、また、国際協力への理解促進に役立つ開発教育支援事業等を実施する。</p> <p>(ク)ボランティア派遣:国民参加型事業で、開発途上国の社会・経済の発展に貢献を志望する人材を開発途上国に派遣し、現地の人々と生活と労働を共にさせ、技術、知識と経験を伝える草の根レベルの技術協力。20歳から39歳までの日本の青年男女を、原則として2年間開発途上国に派遣する「青年海外協力隊」と40歳から69歳までの日本のシニア層を原則として2年間開発途上国に派遣する「シニア海外ボランティア」が中心になっている。</p> <p>(ケ)災害援助等協力:海外の、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、被災国政府または国際機関の要請に応じ、国際緊急援助隊の派遣および緊急援助物資の供与を行い、国際協力の推進に寄与する。</p> <p>(2)中小企業海外展開支援事業:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業等からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業(直接進出による事業)に必要な基礎情報収集や事業計画策定を行うための調査(基礎調査)</li> <li>・中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発で活用する可能性を検討するための調査(案件化調査)</li> <li>・中小企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業(普及・実証事業)</li> </ul> <p>(3)各種調査:案件形成準備段階の機動性・迅速性を確保するとともに、3スキーム(無償資金協力、有償資金協力、技術協力)の相乗効果を現すために、協力プログラムの形成と、個別案件の発掘・形成および妥当性・有効性・効率性等の確認を行う。また、地域別・国別の援助の実施方針や特定の開発課題に関する援助方針/アプローチ等を検討するため、対象地域・国や上述の開発課題にかかわる基礎情報を収集・分析する。</p> <p>(4)事業評価:事業の改善と国民への説明責任を果たすため、プロジェクト等の事前段階から実施後にわたり、一貫した事業評価を実施する。</p> <p>(5)その他:海外移住者に対する援助および指導等を実施する。</p>
	(独立行政法人)国際交流基金運営費交付金 (7,068)	独立行政法人国際交流基金は、文化その他の分野において総合的かつ効率的な国際交流事業を実施し、日本と諸外国との間の相互理解を深めるとともに、良好な国際環境の整備ならびに日本の調和ある対外関係の維持および発展に寄与している。
	その他 (62,725)	<p>(1)中小企業等の製品・技術等の開発援助案件化を念頭に置いた、コンサルタント等による対象分野を絞った国別のニーズ調査(ニーズ調査)</p> <p>(2)上記(1)の他、(ア)効率的・効果的援助を実施するための政策協議の実施および国別援助計画の策定、現地ODAタスクフォースの機能強化、(イ)援助の有効性等を検証し、効率的・効果的援助の実施に役立てるための評価、(ウ)日本のNGOの活動環境整備およびNGOが実施する事業前後の調査や研修会・講習会等に要する経費、(エ)ODAを実施するために必要な行政的諸経費など。</p>
総額	216,206	

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	財政経済に関する技術協力に必要な経費等 (59,278)	(1)開発途上国現地および日本国内においてセミナー・研修を開催する。 (2)開発途上国へ専門家を派遣する。 (3)開発途上国から客員・実務研究員を受け入れる。 (4)開発途上国の経済事情や経済政策の実情に関する研究を行う。 (5)円借款事業の案件形成や円借款事業に付随する技術支援等を実施する(JICA有償勘定技術支援)。
文部科学省 (日本学生支援機構を含む)	留学生交流の推進 (13,883)	グローバル社会で活躍できる人材育成の促進や日本の高等教育機関の国際競争力強化、「留学生30万人計画(2008年7月)」の実現を図るため、日本人の海外留学および外国人留学生の受入れを推進し、グローバル人材育成に必要な環境の整備・充実を図る。日本の高等教育機関に在籍している外国人留学生は約18万4,000人(2014年5月)、海外の大学等に在籍する日本人学生は約6万人(2012年)となっている。 (施策例) ・国費外国人留学生の受入れ:開発途上国を中心に世界各国より前途有望な青年を日本に招聘し、高等教育機関で教育や研究指導を受けさせる事業を実施。 ・私費外国人留学生等への援助:日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を実施。
	大学の世界展開力強化事業(ASEAN諸国等との大学間交流形成支援) (576)	国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指す。日本とASEAN等の大学との国際教育連携の取組を支援。具体的には、適正に認証された大学の間で、それぞれが提供する教育内容を十分にすり合わせて単位の相互認定や共通の成績管理を実施することにより、相互に教育内容の質を保証しながら大学間交流を行う。これにより、日本人学生の海外留学とASEAN等諸国の学生の日本への戦略的受入れを実施する。
	その他 (387)	外国人に対する日本語教育、教育、文化、スポーツ等の各分野で、開発途上国からの研究者等の受入れや開発途上国への専門家派遣等の事業を行っている。また、UNESCOの主催する政府間事業への参加、東南アジア教育大臣機構(SEAMEO)の活動への協力なども実施している。
	総額	14,846
厚生労働省	(1,093)	(1)開発途上国等の保健医療・社会福祉分野の人材育成、水道分野の調査企画等を実施。 (2)結核対策国際協力事業、ポリオ根絶計画および麻しん根絶計画の推進、ハンセン病国際研究協力の推進、障害者リハビリテーション事業に係る国際協力の推進および開発途上国特有の疾病等に関する臨床研究等の事業を実施。 (3)技能実習制度の適正かつ円滑な推進。 (4)在職職業訓練指導員の受入れ。開発途上国における適正な技能評価のための制度づくりへの支援。 (5)東南アジア諸国連合(ASEAN)、アジア太平洋経済協力(APEC)等への支援。
農林水産省	(1,114)	世界の食料安全保障への貢献や、開発途上地域における農林水産業の振興等を図るため、(1)世界の食料生産の拡大や投資の促進、(2)気候変動等地球規模の課題の解決に向けた支援、(3)途上国における森林の保全等を通じた持続可能な森林経営の推進、(4)日本の漁業の健全な発展および国際的な水産資源の持続的利用の推進に関する事業を実施。
経済産業省	海外開発計画調査等事業 (600)	(1)日本国政府が開発途上国からの要請等を受けて、途上国の国づくりに必要なセクター・地域等における最も経済的で総合的なマスタープランの策定を支援し、政策提言等を実施。(海外開発計画調査事業) (2)日本企業の海外進出拠点整備に向け、必要なインフラ整備および受注案件発掘のため、政府間協議やミッション派遣等を実施。また、OECDコンサルテーション会合での商業性判断に対応するため、タイド円借款供与に係る諸手続きの上で必要な商業可能性調査を実施。(進出拠点整備・海外インフラ市場獲得事業)
	貿易投資促進事業 (1,400)	今後の急成長が見込まれる新興国において日本企業による市場の獲得を促進するため、(1)政策対話等に基づく現地人材育成協力や日本の産業政策・制度の移転による事業環境整備、(2)インフラ受注率を高めるための、日本の技術等の優位性の理解促進を目的とした研修・専門家派遣、(3)中小企業の海外展開やインフラビジネス獲得に向けた「国際即戦力人材」育成のための、日本の若手人材の海外インターンシップ支援および(4)現地研究機関・企業等との共同開発の支援、現地のニーズを理解・解決する新興国イノベーターの育成および親日人材ネットワークの構築・交流・共創を促すためのコミュニティ形成を通じ、日本企業と新興国人材・企業間の共創を促す。

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経済産業省	新興市場開拓人材育成 支援事業 (810)	民間ベースによる開発途上国からの研修生の受入れ、開発途上国の産業人材育成、産業技術向上等につながる指導・助言を行う専門家の派遣への支援を行い、開発途上国の経済発展に寄与する事業。 2014年度は1,342名の研修生受入れと71名の専門家派遣を実施。
	独立行政法人日本貿易 振興機構運営費交付金 (7,343)	日本貿易振興機構(JETRO)は、日本の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に貢献する取組の一環として、開発途上国を対象とした貿易投資取引の機会提供に向けた活動、貿易投資円滑化の基盤となる活動、および開発途上国経済研究活動を実施している。
	その他 (16,863)	日本の省エネルギー技術等の開発途上国における普及を図るための実証事業などの諸事業を実施。
	総額 27,016	
国土交通省	(199)	国土交通分野(国土政策、交通、社会資本整備等)において、(1)国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業の競争力強化のための支援、(2)国際協力交流企画事業、(3)環境・安全対策協力事業、(4)海外プロジェクトの推進等を実施する。
環境省	(812)	(1)地球環境の保全:クリーンアジア・イニシアティブ推進、途上国におけるフロン等対策支援事業費 (2)大気・水・土壌環境等の保全:国際的水環境改善活動推進費(うち、アジア水環境パートナーシップ事業、第3期) (3)廃棄物・リサイクル対策の推進:アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業 (4)温暖化対策:二国間オフセット・クレジット制度(JCM)制度構築・実施等事業 (5)アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業(うち、コベネフィット型対策導入戦略の策定、コベネフィット技術の先駆的導入の実証・技術導入指針作成)

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## ウ. 債務削減等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
経済産業省	貿易再保険特別会計へ の繰入れ (1,600)	重債務貧困国(HIPCs: Heavily Indebted Poor Countries)等に対する債務削減の実施に伴う財政措置として貿易再保険特別会計への資本繰入れを実施。

## (2) 国際機関への出資・拠出(出資、拠出、分担金(ただしODA分))

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
金融庁	政府開発援助経済協力 開発機構(OECD)等拠 出金 (104)	経済協力開発機構、保険監督者国際機構および証券監督者国際機構による新興市場国向け技術支援に必要な資金を拠出する。
総務省	拠出金・分担金 (245)	国際電気通信連合(ITU)、万国郵便連合(UPU)に対する分担金および東南アジア諸国連合(ASEAN)に対する拠出金。
外務省	国際連合(UN)分担金 (5,303) 国際連合平和維持活動 (PKO)分担金 (3,764)	国際連合は、(1)世界の平和と安全を維持すること、(2)諸国間の友好関係を発展させること、(3)国家間の経済・社会・文化および人道的諸問題を解決し、人権および基本的自由の重視を拡大することについて国際協力を実現すること、(4)これら共通の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和させるための中心となること、を目的とした諸活動を行っている。
	人間の安全保障基金拠 出金(UNTFHSへの拠出 金) (852)	日本が設置を主導した国連人間の安全保障基金は、人間一人ひとりの安全保障の視点に立って、現在の国際社会が直面する貧困、環境破壊、紛争、地雷、難民問題、麻薬、HIV/エイズ等感染症などの人間の生存、生活、尊厳に対する多様な脅威に取り組む国連機関のプロジェクトを支援する。
	国連開発計画(UNDP) 拠出金 (6,749)	国連開発計画は、国連システムにおける開発分野の中核的機関および技術協力活動の資金供与機関として、貧困の撲滅、不平等と排除の是正を目標とし、持続可能な開発プロセス、民主的ガバナンス、強靱な社会の構築を重点政策として177か国・地域で活動。日本は、コア・ファンドへの拠出、特定の目的に沿った各種の基金の設置・拠出、無償資金協力によるUNDP経由の事業実施のほか、補正予算等を通じてUNDPに資金を拠出し、国際的な開発課題の解決に向けた取組や開発途上国への支援を実施している。
	環境問題拠出金 (3,741)	国連環境計画(UNEP)をはじめとする国連内外の環境関連国際機関および環境関連条約等が、地球環境の様々な面でのモニタリング、調査、技術支援、条約の実施や遵守を促進するプロジェクト等を実施しており、これらを支援している。
	緑の気候基金(GCF)拠 出金 (38,507)	緑の気候基金(GCF)は、2010年のCOP16で設立が決定された開発途上国の温室効果ガス削減と気候変動の影響への適応を支援する基金。2015年5月21日に、日本が15億米ドルを拠出するための取決めに署名したことにより、GCFへの各国拠出総額が基金の稼働条件とされている各国表明総額の50%に達し、GCFは稼働した。
	国連人口基金(UNFPA) 拠出金 (2,287)	国連人口基金は、開発途上国における家族計画、リプロダクティブ・ヘルス、国勢調査等の人口にかかわる取組に対し支援を行っている。地域別にはアフリカ地域およびアジア太平洋地域に重点的資金配分を実施。
	国連難民高等弁務官事 務所(UNHCR)拠出金 (3,893)	国連難民高等弁務官事務所は、(1)世界各地の難民に対する国際的保護の付与、(2)難民に対する水、食料、住居の提供等の生活支援、(3)難民問題の恒久的解決(本国への自発的帰還、現地定住、第三国定住)、(4)難民保護のための条約の各国による締結の促進、(5)無国籍者の保護における国際協力の強化を目的とした活動を実施している。
	国連児童基金(UNICEF) 拠出金 (2,005)	国連児童基金は、母子保健、栄養改善、飲料水供給、教育等児童に関する中長期的援助および自然災害や紛争時の緊急援助を行っている。援助対象国は世界の開発途上国ほぼ全域に及んでいる。
	国連パレスチナ難民 救済事業機関 (UNRWA)拠出金 (190)	国連パレスチナ難民救済事業機関は、各国政府・多国間機関等から提供された任意拠出金によって、パレスチナ難民に対する教育、医療・保健および救済(食料支援、住宅改善支援等)、福祉(公民館の運営等)といったサービスを実施している。
	国連世界食糧計画 (WFP)拠出金 (563)	国連世界食糧計画は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料援助を通じた経済社会開発および自然災害や人為災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援を行っている。
国際原子力機関(IAEA) 技術協力基金 (1,019)	国際原子力機関は、原子力の平和的利用の促進のため技術協力基金を設立し、開発途上国の要請に基づき、専門家派遣、機材供与、研修員受入れなどの技術協力活動を実施している。	
国連食糧農業機関 (FAO)分担金 (3,052)	国連食糧農業機関は、世界の食料問題の改善等を目的として設立された国連専門機関であり、基礎資料の収集、調査研究、各国への政策助言等を行うほか、世界各地で技術協力プロジェクトを実施している。	

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
外務省	国際農業開発基金 (IFAD) 拠出金 (2,952)	農村地域での飢餓と貧困を撲滅するため、農業・農村開発、農村金融、灌漑、貯蔵・加工等の分野において、被援助国である開発途上国に譲許的資金の貸付および無償資金供与を行う。日本は第10次増資協議において、2016年から2018年までのIFADの活動を対象に、5,700万ドルを上限とした拠出を表明している。
	国連教育科学文化機関 (UNESCO) 分担金 (3,328)	国連教育科学文化機関は、正義、法の支配、人権、および基本的自由を拡大し、世界の平和と安全に寄与するために、教育、科学、文化を通じて諸国民の間の理解や協力を促進している。国際的な知的交流の促進や、途上国の支援事業なども実施している。
	国連工業開発機関 (UNIDO) 分担金 (1,780)	国連工業開発機関は、開発途上国における工業開発の促進および加速を図るため、種々の技術協力などの関連事業を自ら実施するとともに、その分野における国連の活動を調整している。
	国際農業研究協議グループ (CGIAR) 拠出金 (196)	国際農業研究協議グループは、開発途上国における農林水産業の生産性の改善に貢献するための技術の開発・普及を目標とし、世界各地に所在する15の研究機関がネットワークを構築して質の高い基礎・戦略研究を実施している。
	世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 (一)	世界エイズ・結核・マラリア対策基金は、開発途上国等に対して三大感染症 (HIV/エイズ、結核、マラリア) の予防、治療、ケア・サポートのための資金提供を行い、受益国による三大感染症対策の促進を支援している。また、これらを通じ保健システム強化や母子保健にも貢献している。同基金に対する2015年分拠出金は、平成26年度補正予算 (18,453百万円) で手当て。
	赤十字国際委員会 (ICRC) 拠出金 (191)	赤十字国際委員会は、赤十字の基本原則 (人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性) にのっとり、保護 (ジュネーブ諸条約等国際人道法の遵守推進を通じた文民や捕虜等の保護)、救援 (紛争犠牲者に対する医療・水・食料・非食料物資分野の支援)、予防 (国際人道法の普及) 等を行っている。
	国際原子力機関 (IAEA) 平和利用イニシアティブ (PUI) 拠出金 (220)	平和利用イニシアティブ (PUI) は、2010年NPT (核兵器不拡散条約) 運用検討会議での米国の呼びかけにより設立され、IAEAを通じ、保健医療、農業、食品、水資源管理および環境等の分野での技術協力プロジェクト等に用いられている。
	UN Women拠出金 (515)	UN Womenは、女性の地位向上を目的として、女性および女児に対する差別撤廃、女性のエンパワーメント、ジェンダー平等などの活動を行っている。
	紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC) 事務所拠出金 (247)	紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (SRSG) 事務所は、紛争下の性的暴力撲滅のため対象国の政府高官と交渉し、政治的なコミットメントを引き出し、対象国の取組を促進するために国際社会の支援を獲得するための活動を行っている。
	国際家族計画連盟 (IPPF) 拠出金 (931)	国際家族計画連盟は、開発途上国における母子保健、リプロダクティブ・ヘルス分野に関する取組を実施。世界中の約150か国の加盟協会を通じた支援により、草の根レベルで役立つ活動を行っている。
Gaviワクチンアライアンス拠出金 (20)	Gaviワクチンアライアンスは、開発途上国における予防接種の普及により子どもたちの命と人々の健康を守る活動を実施している。平成26年度補正予算で1,685百万円を拠出し、2015年分拠出は1,705百万円。	
その他 (6,261)	開発援助に関係する国連機関やその他の国際機関に対して様々な分担金、拠出金を支出している。	
総額	88,566	
財務省	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) 拠出金 (13,414)	国際復興開発銀行 (IBRD)・国際開発協会 (IDA) は、途上国の貧困削減と持続可能な経済成長の実現を使命として、加盟国に金融支援、技術支援等を提供している。本拠出金は、IBRD・IDA本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや政策改善のための技術援助、人材育成等を支援している。
	国際開発協会 (IDA) 出資金 (111,399)	国際開発協会 (IDA) は、市場の条件で借入れを行うことが全く、あるいはほとんどできない世界の最貧国に対して、無利子の長期融資と贈与を行っている。
	国際金融公社 (IFC) 拠出金 (1,201)	国際金融公社 (IFC) は、開発途上国の民間企業に対する融資・出資を通じて、持続可能な民間部門投資を促進し、貧困削減と生活水準向上を支援することを主な目的としている。本拠出金は、IFC本部の融資・出資による支援を補完している。開発途上国の起業家が質の高い事業計画を作成できるよう、計画作成の手助けを行ったり、民間企業の設立支援等の技術支援活動も推進している。

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	アジア開発銀行 (ADB) 拠出金 (7,984)	アジア開発銀行 (ADB) は、アジア太平洋地域における包括的経済成長、環境に配慮した持続可能な成長および地域統合の助長等を通じて、開発途上国の貧困削減に貢献している。本拠出金は、ADB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクトや途上国の能力開発等を支援している。
	アジア開発銀行 (ADB) 出資金 (-)	アジア開発銀行 (ADB) への出資金は、ADBの通常資金財源の一部を成し、ADBが行う貸付を部分的に賄っている。
	アジア開発基金 (ADF) 拠出金 (39,270)	アジア開発基金 (ADF) は、アジア太平洋地域の開発途上国を対象に、ADBの貸付よりも緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 拠出金 (752)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。本拠出金はAfDB本体の融資による支援を補完している。加盟国の民間セクター支援を目的として、政府、地方政府、企業協会、公・民間企業に対し、技術支援等も行っている。
	アフリカ開発銀行 (AfDB) 出資金 (3,137)	アフリカ開発銀行 (AfDB) は、アフリカ地域の経済社会開発に寄与することを目的として準商業条件で貸付を行うことを主たる業務としている。
	アフリカ開発基金 (AfDF) 出資金 (14,485)	アフリカ開発基金 (AfDF) は、アフリカ地域の開発途上国へ、AfDBよりも緩和された条件での融資等を主要業務としている。
	米州開発銀行 (IDB) 拠出金 (717)	米州開発銀行 (IDB) は、中所得国を中心とした中南米・カリブ諸国に対し、準商業条件で貸付等を行うことを主たる業務としている。本拠出金は、IDB本体の融資による支援を補完し、小規模な貧困削減プロジェクト、技術協力プロジェクト等に対して資金提供を行っている。
	米州開発銀行 (IDB) 出資金 (1,999)	米州開発銀行 (IDB) は、加盟国からの出資金をもとに債券を発行することにより、資金を国際資本市場から調達し、融資を行っている。
	米州開発銀行 特別業務基金 (FSO) 拠出金 (737)	特別業務基金は、中南米・カリブ海地域における低所得の開発途上国の経済社会開発の促進に寄与するために、緩和された条件での融資等を実施している。
	欧州復興開発銀行 (EBRD) 拠出金 (291)	欧州復興開発銀行 (EBRD) は、中東欧・旧ソ連地域の民主化、市場経済への移行、民間企業の育成等の支援を目的とする国際金融機関である。本拠出金は、同地域の民間企業等への融資、技術協力等に対する資金提供に使われ、同地域の経済の発展に貢献している。
地球環境ファシリティ (GEF) 信託基金拠出金 (15,000)	開発途上国における地球環境の保全・改善への取組を支援することを目的とした多国間資金メカニズム。(1)気候変動対策、(2)生物多様性の保護、(3)国際水域管理、(4)土地劣化防止、(5)化学物質・廃棄物対策等の5分野を支援している。	
その他拠出金 (5,243)	開発途上国に対する金融・税制・関税等にかかわる技術支援のための拠出金。国際通貨基金 (IMF)、関税協力理事会 (WCO)、経済協力開発機構 (OECD)、アジア太平洋経済協力 (APEC)、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 等向けがある。	
総額	215,629	
文部科学省	分担金等 (79)	文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) 分担金、世界知的著作権機関 (WIPO) 事務局分担金および拠出金により、関係事業の推進を図っている。
厚生労働省	世界保健機関 (WHO) 分担金 (4,184)	世界保健機関 (WHO) は、世界のすべての人々ができる限り高い健康水準に到達することを目的とした事業を行っている国連の専門機関であり、加盟国として割り当てられた分担金の拠出を行っている。
	世界保健機関等拠出金 (852)	国際保健分野における様々な課題の解決等に貢献することを目的として、WHOの推進する感染症対策等の事業や世界エイズ対策を推進する国連合同エイズ計画 (UNAIDS) に対して、資金の拠出を行っている。
	国際労働機関 (ILO) 分担金等 (779)	(1)国際労働機関 (ILO) に対する分担金の拠出。(2)ILO等が企画した労働分野における技術協力プログラムおよびアジア太平洋地域技能就業能力計画に対する拠出金。
	総額	5,815

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
農林水産省	国連食糧農業機関 (FAO) 拠出金 (453)	世界の食料安全保障の確立や地球規模課題への対応のため、統計情報整備、気候変動対策、SPS(食品安全、植物防疫)関連の国際基準策定、世界農業遺産(GIAHS)支援、アジアやアフリカにおけるフードバリューチェーン構築に係る支援、水産業の推進に関する技術援助や人材育成等を実施している。
	国連世界食糧計画 (WFP) 拠出金 (83)	フード・フォー・ワーク(労働の対価として食料を供与する住民参加型農村開発事業)により、復興途上にあるアフリカ諸国で稲作生産基盤を農民主体で復旧し、コメの中長期的生産性を向上する事業を実施している。
	国際農業研究協議グループ(CGIAR) 拠出金 (177)	国際農業研究協議グループ傘下の国際稲研究所(IRRI)、国際熱帯農業センター(CIAT)、国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT)、国際熱帯農業研究所(IITA)、アフリカ稲センター(AfricaRice)、国際水管理研究所(IWMI)を通じ、開発途上国における食料増産や農業の持続可能な生産性改善等にかかる研究・普及を実施している。
	国際獣疫事務局(OIE) 拠出金 (111)	世界の動物衛生水準向上のため、口蹄疫等の防疫ロードマップ策定、動物の伝染性疾病についての情報収集・分析・提供、動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言を実施している。
	国際熱帯木材機関 (ITTO) 拠出金 (96)	持続可能かつ合法的な熱帯木材貿易の拡大・多様化および熱帯林の持続可能な経営の促進のため、熱帯木材生産国における合法性要求に対応した能力向上等の取組に対する拠出を実施している。
	その他拠出金 (793)	農林水産分野の様々な課題の解決に貢献するため、規格および通商開発機構(STDF)、アセアン事務局(ASEAN)、東南アジア漁業開発センター(SEAFDEC)、メコン河委員会(MRC)、国際協同組合同盟(ICA)、国連大学(UNU)、アジア生産性機構(APO)、国連森林フォーラム事務局(UNFF)等の行うプロジェクトに対する拠出を実施している。
経済産業省	国連工業開発機関 (UNIDO) 拠出金 (490)	開発途上国における持続可能な工業開発を促進するために、総会で決定される方針に基づき、技術協力、政策提言、規格制定、知識移転を主とした活動を実施している。
	その他拠出金等 (1,146)	世界知的所有権機関(WIPO)事務局分担金、世界知的所有権機関拠出金、ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金、アジア太平洋経済協力(APEC)拠出金、日・ASEAN経済産業協力拠出金、APECビジネス諮問委員会拠出金、国際エネルギー機関拠出金、国際エネルギーフォーラム拠出金、東アジア経済統合研究協力拠出金、国際再生可能エネルギー機関分担金、アジア太平洋エネルギー研究センター拠出金、国際再生可能エネルギー機関拠出金。
国土交通省	拠出金等 (101)	観光や気象分野に係る開発や技術協力に関係する国際機関(ASEAN貿易投資観光促進センター、世界気象機関)に対して分担金や拠出金を拠出する。
環境省	拠出金等 (404)	国連環境計画(UNEP)、国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC)、国連環境計画アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)、国連地域開発センター(UNCRD)、国際自然保護連合(IUCN)、国際湿地保全連合(WI)に対する拠出金、分担金、世界適応ネットワークアジア太平洋地域事務局拠出金。

\* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

## 2. 借款等

(単位:百万円)

省庁	事業名 (予算額)	事業の概要
財務省	円借款および海外投融資 (988,500)	有償資金協力は、開発途上地域の開発を主たる目的として資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう、金利、償還期間等について緩やかな条件が付された有償の資金供与による協力をいう。有償資金協力には、開発途上地域の政府等に対して開発事業の実施に必要な資金または当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付ける「円借款」と、我が国または開発途上地域の法人等に対して開発事業の実施に必要な資金を融資・出資する「海外融資」がある。
農林水産省	海外漁業協力事業資金 融資 (19,444)	海外漁業協力の円滑な促進および漁場の確保を通じた日本漁業の安定的な発展に寄与することを目的として、日本の法人等が海外漁業協力を実施するのに必要な資金(相手国において行う開発可能性調査および技術協力、合弁により海外漁業協力事業を行うための相手国の現地法人に対する出資および設備資金等の貸付)を、公益財団法人海外漁業協力財団(OFCE)から融資する。